

# 総務財政常任委員会会議録

令和5年12月15日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

## 出席委員等（5名）

委員長	金澤大輔	副委員長	湯瀬誠喜
委員	宮野和秀	委員	兎澤祐一
委員	笹本真司		

---

## 欠席委員（0名）

---

## 事務局出席職員

事務局長	花ノ木正彦	書記	青山智晃
------	-------	----	------

---

## 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部検査官兼契約検査室長	金田一延寿
総務部付部長待遇	奈良巧一	監査委員事務局長	村木正幸
総務部付次長待遇	木村正樹	会計管理者兼会計課長	畠山修
総務課長	守田敏子	総務課政策監兼行政班長	似鳥映
総務課政策監兼デジタル行政推進室長	黒澤昌基	総務課危機管理監兼危機管理室長	佐藤智紀
総務課付課長待遇	黒沢書彦	総務課付課長待遇	本田浩之
政策企画課長	成田靖浩	財政課長	相川保
財政課政策監兼管財地籍班長	佐藤洋輔	選挙管理委員会事務局長	相馬天
総務課主幹兼職員班長	工藤伸哉	総務課危機管理室主幹	児玉健司
財政課主幹兼財政班長	田村宏一	総務課副主幹	青山真
総務課副主幹兼秘書班長	畑澤正樹	総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏
政策企画課副主幹兼政策推進班長	石木田真知子	政策企画課副主幹兼鹿角ライフ促進班長	似鳥恵美子
政策企画課総合戦略室副主幹兼総合戦略室長	成田仁文	会計課副主幹	木村陽子
監査委員事務局副主幹	鈴木忍	選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子

## 午前 10 時 00 分 開会

### 【開 会】

○**金澤委員長** 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより総務財政常任委員会を開会いたします。

### 【委員長挨拶】

○**金澤委員長** 本日の会議であります。去る 12 月 1 日及び 12 月 14 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 7 件について、審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようご協力お願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

### 【所管事項の報告について】

○**金澤委員長** それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○**金澤総務部長** 資料の 2 ページをお開き願います。

所管事項の報告については 2 件ございますけれども、各担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局から、今後執行予定選挙の投票所について報告させていただきます。

去る 12 月 1 日に開催した選挙管理委員会において、今後執行予定選挙の投票所の方針について検討しましたので、報告をさせていただきます。

なお、想定する直近の選挙は、令和 6 年度の令和 7 年 3 月の鹿角市議会議員一般選挙になります。

資料に基づいて説明いたします。

1の今後執行予定選挙の投票所についてであります。①の期日前投票所の増設ですが、コロナ禍により休止しておりました、いとく鹿角ショッピングセンター内の期日前投票所を再開いたします。また、新たに巡回式移動期日前投票所を導入いたします。

巡回式移動期日前投票所は、事前に告示する指定の日時に自治会館等の建物に投票箱を持参し、期日前投票所を開設する方式です。

以前の一般質問で、自動車を使用した移動期日前投票を実施する答弁をしておりましたが、自動車内での移動期日前投票は、投票者の待機の際に、雪や雨等の荒天時や寒さ暑さ対策等が課題となっており、鹿角市の場合、市議選・知事選・県議選の冬期間の選挙が多く、投票者への雪や寒さ対策が重要でありますことから、より利用しやすい投票環境の提供として、自動車方式よりも建物巡回式が適当と判断し、巡回式の期日前投票所を導入する事といたしました。

次に②の当日投票所（共通投票所）の増設ですが、令和4年度の共通投票所導入前から、いとく鹿角ショッピングセンター内で、当日も投票できるようにならないかとの要望が多く寄せられておりましたが、以前は指定投票所のみでの当日投票で、いとく鹿角ショッピングセンターに投票区を持たない共通投票所を導入するには、二重投票対策が必要のため断念しておりました。

現行では、当日の全6投票所を指定投票所兼共通投票所として導入しておりますことから、二重投票対策が可能となっておりますので、投票区を持たない共通投票所をいとく鹿角ショッピングセンター内に新たに増設する事で、当日の投票を可能にいたします。

これらの取組により、期日前投票所はいとく鹿角ショッピングセンターを加えた常設7か所、巡回式移動期日前投票所は期日前投票期間中の3日から4日の間で30か所以上の巡回を検討しており、当日の投票所はいとく鹿角ショッピングセンターを加えた共通投票所7か所の体制を計画しています。

なお、各選挙の執行に当たっては、投票日・投票所の場所・日時等を、その都度、選挙管理委員会を開催し、決定・告示の上執行するため、あくまで方針である事をご了承願います。

以上で選挙管理委員会事務局からの報告を終わります。

○金澤委員長 消防長。

○奈良総務部付部長待遇 消防本部から、2の火災予防対策について報告いたします。

初めに12月13日時点における火災発生件数ですが、本市では16件発生しており、昨年と比べまして9件減少しております。

火災種別では、建物火災が3件、林野火災が1件、その他の火災が12件となっております。

火災予防対策につきましては、春と秋の火災予防週間における消防団の火災想定訓練、防火パレードの実施、また自治会単位での住民防火運動をはじめ、火災多発期には警鐘を鳴らしての火災予防巡回、看板の設置や市民向けのメール配信など、防火意識の高揚に努めてきたところであります。

今年も残り2週間となりましたが、残念ながら9月に小坂町で発生した建物火災で1名が犠牲になった事案に続き、今月5日の早朝には、鹿角市十和田山根地内で発生した建物火災でも二十歳と12歳の若い尊い命が失われております。

消防本部では、大変痛ましい火災が発生したことを受け、緊急の対策として市民向けに注意喚起のメールを配信すると共に、消防団による火災予防巡回を実施しております。

また、この火災に出動した職員に対しましても、惨事ストレス対策を講じてメンタルケアを行っているところであります。

冬期間は暖房器具を取り扱うことによる火災の多発期となりますので、消防職員において出向する際には警鐘を鳴らしながら走行しており、引き続き市民の火災予防意識の高揚に努めて参ります。

以上で所管事項の報告を終わります。

○**金澤委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項1の「今後執行予定選挙の投票所について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 建物巡回式ということでありましたが、具体的なイメージの詳細を教えてください。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 建物巡回式についてということですが、先進事例がありまして、イメージは車の投票所だと車が移動してそのまま車に投票箱が置かれた形なんですけど、建物巡回式というのは、投票する建物に投票箱を持って行って移動するという形になりますので、イメージしていただくのは、以前投票所であった例えば自治会館なりを借上げて、そこに時間を区切った形で、いついつの何時から何時までという形でそこに投票箱を持って行って投票してもらおう。そして、そこからまた次の例えば自治会館へ移動して、また投票してもらおうという形の方式です。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** あともう一つなんですけども、この今回のプランが実行されるの、例えばですけども衆議院議員選挙などが突発的に起こったりとかあると思うんですけども、いつまでは現

行のままでいつから導入するとかは、突発的な選挙があったときはどういう感じになるんでしょうか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 今回想定しているのは、あくまでも令和6年度の市議会議員選挙が決定しておりますので、そちらが任期満了ということで想定しておりますが、万が一その前に選挙があった場合は可能な限り対応したいと思います。何分自治会館の借上げですとか調整が必要となりますので、短期間でできるかどうか難しいところもあるかと思えます。その際にも可能な限り対応できればと考えます。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 同じく巡回式移動投票所なんですけど、今の説明を聞きますと自治会館から投票箱を移動するということですか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 例えば、巡回式で投票する場所を何か所か準備するわけですけども、今までは1つの投票所に1つの投票箱であったんですが、そうではなくて1つの投票箱を各会場に移動する、持ち歩く形で回るということです。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 投票箱そのものは大体どのくらい準備して移動するのですか。1つではないですね。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 例えば車で行う場合ですと、1か所目の準備をしてからずっと持ち歩くわけですけども、同じように今回の巡回式で準備するものについては、その日に回って歩く部分については、その箱が継続されます。今想定しているのは、1日に2ルートできれば回りたいと考えておりますので、1日当たり2つの箱が移動する形になると考えています。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 2つのルートということですが、どこの自治会館でもよいというわけではないと思うんです。共通投票所から遠いところとかになるのではないかなと。どこの自治会でも要望すれば回ってもらえるということですか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 今想定しているのは、統合した現在の期日前投票所と当日の投票所以外の以前投票所として実施していた自治会館で、委員がおっしゃられたようにどこでも

いいわけではなくて、効果があるところを狙いながらなるべく既存の投票所から遠いところを選定しながらというふうを考えております。

○金澤委員長 湯瀬委員。

○湯瀬委員 基準そのものの線引きが難しいところも出てくるかと思しますので、そこは市民の皆さんの理解を得られるように是非進めていただきたいと思います。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 いくショッピングセンターを再開することは非常にいいのですが、できればもう1か所、2か所ショッピングセンター内なり、例えばユニバースなり、そういう所は考えになかったのでしょうか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 既存の市のネットワーク体系がどうしても必要となってくるといところで、いくショッピングセンターにつきましては、市民サービス窓口があるということ、後から選挙で使うことになっていましたけども、初めからいくショッピングセンターで行っていて、市民サービス窓口ができたわけではないので。要は選挙期間以外の利用方法というのが市としては非常に大事になってくると思います。そうすると、選挙だけのために、例えばほかのショッピングセンターに準備するというのは、非常に難しいのかなと考えています。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 基本的に投票率を上げるとか、市民の方から選挙に参加してもらおうという基準で考えると、やっぱりそういうふうな方向での努力っていうのは非常に欠かせないのではないかなと私は考えるんですが、やっぱりそういうのを市民目線でもう少し考えて実行できるような形の体制を今後ともお願いしたいと思います。

もう一つ、この巡回式ですけれども、これも皆さんから意見が出ていますが、市民に対する告知なりそういうものもあらかじめやっておかないと、投票所に箱を持って行った方がいいが普段仕事だから出かけている人が多くて、なかなか投票率が上がらないという状況も考えられると思うんだよね。巡回するためにはその時間帯時間帯で動いていく形だと思うんだけど、ただその時間だけで次に行きますみたいな考えではなくて、ある程度巡回する地域なりを網羅した形で考えると、そういうものも必要になってくると私は思うんだけど、そういう細かいところの体制っていうのは、実際やることになった場合にどういうふうを考えてますか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 巡回式移動期日前投票所なんですけれども、先進事例がありましてそちらを参考にさせていただいている形にしています。お勤めの方に関しては、実際その地域にこだわらない投票所が必要になってくるということで、既存の期日前投票所が利用できると考えています。やはり遠くなって投票に行けない方という部分で、こちらから出向いていった形で自治会館というアイデアですので、日中時間に拘束されない方、要は出かけなくても済む方たちのためにこちらの巡回式を準備するわけですので、それについては先進地のほうからも事例を十分に聞いています。そちらのほうでは成功しているという形ですので、そういった形を取り入れながら、家からなるべくそばのところに行けると、そういうところで準備したいと思います。この巡回式に関しては、例えば八幡平の投票所であってもその地域の人だけが行くわけではなくて、大湯の方であっても尾去沢の方であっても、あくまで期日前投票所ですので、どの地域の方がどこを使ってもいいということになりますので、仮に職場が近くであったりすればその時間帯に訪れることも可能ですので、より便利になると考えております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 そうすれば開設する場所は、市民全員に告知していく形で考えているよね。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 最初の報告でもお話ししましたがけれども、あくまでこれは告示して日時を指定して行わなければならない投票所でありますので、市民のほうに選挙前にはもちろん告示はしますけれども、その前に各自治会のほうには打診するということにはなるので、ある程度知れ渡るようにはなるのかなと思います。もちろん、こういう形でやっていくよというのは、選挙管理委員会を開いて決定してからにはなりますけれども、なるべく早めに市民のほうには周知をしていきながら、利用していただきたいと考えております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 だとすれば、入場券がみんなのところへ届く頃には既にどこに巡回するのかということをしっかり市民が理解できるような体制でやっぱり進めてもらいたいなという、これは希望です。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 入場券が届く段階では、もう委員会を開いて決定していますので、その前には周知のほうを始めたいと考えています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 もし教えていただければ勉強したいので、どちらの事例を参考にしたのかというこ



とと、あとはそちらの事例では具体的にどんな成果が見られたのか。定量的なものとかがあれば教えてください。というのは、実際に鹿角市で行ったときにそれが先進事例に準ずるほどの成果が出たのかどうかということも参考になればと思います。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 参考事例としているのは福島県白河市になりますけれども、現在は市の選挙のみと思いますけれども、国の選挙ではやられていなかったようです。限定的にはなっておりましたけれども、本市では全部の選挙でそれをやっていきたいと考えています。白河市では5か所だけということでしたので、本市で想定しているのは30か所以上は回りたいということで、意欲的に行い投票率の向上につなげていきたいと考えております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 取り入れたときの具体的な成果のようなものは、分かる形であるんですか。

○金澤委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 成果というよりは、白河市では投票所を統合する関係で代替案としてこういう形を取ったということでしたので、本市でも似たような形で、後発にはなりませんがコロナがあってできなかったというのもありましたので、実際のところ成果という形では難しいのかなと考えております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に、報告事項2の「火災予防対策について」、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○兎澤委員 確認なんですけれども、火災発生件数のところにその他とあるんですが、これはどんな火災だったのか教えてもらえますか。

○金澤委員長 本田総務課付課長待遇。

○本田総務課付課長待遇 その他の火災につきましては、火災の区分ですけれども、建物火災、林野火災、車両火災、船舶及び航空機火災という種別がありますけれども、それ以外の火災をその他の火災としております。

具体的には、建物の外だけとか、屋根に取り付けてある看板やネオン、広告塔や物干し・日除けなど建物に付属するもの、あるいは公園の芝生、道路の堤防・法面、荒地の芝生や枯れ草・立ち木等の火災をその他の火災として区分しております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○**兎澤委員** 野焼きとか今はほとんどやっていないんですけれども、たまにやっていて周りに煙がいたりとかたまに話が出てきたりするんですけれども、そういうものの扱いはどうなっているんですか。

○**金澤委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 火災の区分でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

例えば自宅の敷地内で野焼きをして少し回りに燃え移ってしまったというものは、その他の火災になります。これが山林ですとか山のほうに移っていったしまった場合は、林野火災という区分になります。屋外で木や草が燃えているのを、よく林野火災と捉えがちですけれども、そのような区分になっておりますので、その他の火災が今年も多く発生しているという状況でございます。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** その他と言われると何がどうなのか非常に分かりにくい。どういう火災で発生しているのか実際はこの火災の中なんだろうけれども、どういう火災なのか判断しにくいような状況もあるので。屋根とか外壁とか建物に入るんじゃないかというところもあるし、非常に難しいことは難しいと思う。区分を分けるのはね。ただ、我々市民が見ての判断材料にするときに、区分の仕方をもう少し理解しやすいような形をお願いできれば大したよいのですが、いかがなものでしょうか。

○**金澤委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 現場で火災種別につきましては、私達も判断に迷うことがございますけれども、国の火災報告要領に基づいて私どももこのような区分で公表させていただいておりますが、今委員がおっしゃったことも十分参考にしてみたいと思います。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 令和5年は亡くなった方が居られて痛ましくはあるんですが、損害額は減っていて素晴らしいなと思いました。例えばなんですけれども、過去5、6年とかで遡った場合に、今回のこの大幅なダウンの要素の一つとして、コロナが治まってきて外に行くから建物火災が減ったとか、コロナで一時的に上がって下がったりした傾向のものなのか、それとも一気に成果として見えたような形なのか、どのように捉えていらっしゃいますか。

○**金澤委員長** 本田総務課付課長待遇。

○**本田総務課付課長待遇** 火災の損害額につきましては、コロナ期についても平均的な損害額が計上されております。今年につきましては、建物火災が3件ということなんですけれども、早

期の発見によりまして台所の鍋だけの損傷ということで現在のところ 2,000 円が計上されておりますが。コロナとはあまり関係なく推移しているものと判断しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

#### 【案 件】 付託事件の審査について

○金澤委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 90 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 それでは、議案書の 48 ページをお開き願います。

議案第 90 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、一般職の職員の期末手当の額の改定に鑑み、議会の議員の期末手当の額を改定するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、期末手当に関し規定している第 6 条第 2 項に定める支給割合を 100 分の 160 から 100 分の 165 とし、年間 0.05 月の引上げ分を、今年度は 12 月に支給する期末手当で調整します。

第 2 条では、同じく第 6 条第 2 項において、次年度以降は年間引上げ分 0.05 月を 6 月及び 12 月支給分を均等とするため、前条で改正した期末手当支給割合 100 分の 165 を 100 分の 162.5 とし、それぞれに 0.025 月ずつを割り振るものです。

附則ですが、第 1 項及び、次のページになりますが第 2 項において、第 1 条の規定は公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 90 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございま

したら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この議案だけではなくて、この後の議案も一緒だと思うんだけど、今回の期末手当等、費用弁償等を改正するという基本的な考え方はどこから来ているのか確認をしたいと思います。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** 給与に関しましては、地方公務員法において職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとなっております。それに基づきまして、国におきましては人事院のほうで人事院勧告ということですが、県におきましては秋田県人事委員会の勧告がございまして、それに倣いまして県職員の給与が定められているということになります。

市町村職員におきましても、県の人事委員会の勧告に倣って給与改定をしておりますが、それに基づきまして一般職の職員の給与が定められております。特別職につきましても、その一般職の給与の勧告に鑑みて相応の改定をし、市の特別職につきましてもは県知事と同等の月数となるよう調整して提案しているということでございます。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 全国的な部分で物価が相当高騰していて、それに給料が追いつかないという日本の現状があるわけで、大企業あたりは賃金のベースアップをしていますけれども、鹿角市内を見るとなかなか中小企業ではベースアップも難しいような状況があったりするわけですが、職員の人も国から人事院の勧告という形できているわけですが、実際に人事院勧告でも物価高騰なりそういうものも全部配慮して文言として入れているものなんでしょうか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** 人事委員会につきましては、人事院等々と共同して企業規模 50 人以上でかつ事業所規模 50 人以上である県内の 365 の民間事業所の内から無作為抽出で 112 の事業所について民間給与実態調査を行っております。これは 4 月分の給与についての実態調査を行っておりますので、そこで民間の水準を把握した上での調査となりますので、物価高騰はどうかということですが、民間事業所もそういったものを勘案してのベースアップだと思いますので、それらが勘案されているものではないかと捉えております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 鹿角市内の現状は、どういうふう把握しておりますか。

○**金澤委員長** 総務課長。

○守田総務課長 職員の給与につきましては、県人勧準拠ということで先ほど説明したとおり改定しておりますので、市独自での把握ということは給与の担当としては行っておりません。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 実際に現状を見ると、市の職員が給料をアップするのはいいことだし、全体的に給料が上がっていけば、それだけ消費喚起もできるし、それが市民に跳ね返っていけるような状況までつくればいいとは思いますが、考え方としてはやっぱり鹿角市内の中規模・小規模な企業自体がベースアップをどれだけしているのかということも、市民の消費喚起もどんどん上がっていかないとなかなか難しいのかなと。人口が減っていると、逆に言うと、例えば今まで人口が増えているという状況の中では、黙っていても消費が増えてくる状況だったわけですよ。それが、人口が減ってくるということは、それだけ消費が落ち込んでしまって、全体的に経済の活性化そのものに対して非常にマイナスに働くのではないかなという感じもあるんです。今回の議案とは直接関係ないんでしょうけれども、ただ市民の状況というのも把握しながらもうちょっと市として各中小企業あたりにベースアップを働きかけるのも、やっぱりベースアップを市が進めていく上でも大事な観点ではないかなという思いで質問したんですけれどもいかがでしょうか。

○金澤委員長 総務部長。

○金澤総務部長 この議案とは直接は関係ないと思うんですけれども、別枠で最低賃金のアップをやられております。首都圏のほうにはちょっと及ばない状態ですけれども、そういった形で全体的な底上げを図っていると理解しております。主に産業部が所管だと思うんですけれども、市としても市民全体の所得をアップできるように取り組んでいきたいと思っています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第90号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第90号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 91 号「特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、51 ページをお開き願います。

議案第 91 号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、一般職の職員の期末手当の額の改定に鑑み、常勤特別職の職員の期末手当の額を改定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条及び第 2 条とも、手当の支給に関し規定している第 4 条を前議案と同様に改正し、期末手当の支給割合を年間 0.05 月引上げ、今年度分は 12 月支給分で調整し、次年度以降は引上げ分を 6 月及び 12 月に均等に配分することとするものです。

附則も前議案同様、第 1 条は公布の日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いします。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 91 号の説明を終わります。

○金澤委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 91 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 91 号について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 92 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続きまして、54 ページをお開き願います。

議案第 92 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、秋田県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、期末手当に関し規定している第 15 条と、勤勉手当に関し規定している第 16 条第 2 項において、期末手当また勤勉手当の支給総額の上限を算出する際の乗率を上げます

今年度は、年間引上げ分を 12 月支給分で調整するため、期末手当を規定する第 15 条第 2 項で、再任用職員以外の職員については 100 分の 117.5 を 100 分の 122.5 に、同条第 3 項で、再任用職員については 100 分の 67.5 を 100 分の 70 に、それぞれ年間 0.05 月、0.025 月分引き上げます。

また勤勉手当は、第 16 条第 2 項第 1 号で、再任用職員以外の職員については 100 分の 97.5 を 100 分の 107.5 に、次の 56 ページになりますが、同項第 2 号で再任用職員については 100 分の 47.5 を 100 分の 50 に、それぞれ年間 0.10 月、0.025 月分引き上げます。

また、このページから 77 ページまでの別表第 1 及び別表第 2 の給料表について、若年層に重点を置き、その水準を平均 0.98% 引き上げる改定を行います。

少し飛びまして、78 ページをお開き願います。

第 2 条では、期末手当を規定する第 15 条第 2 項で、次年度以降は再任用職員以外の職員については 100 分の 122.5 を 100 分の 120 に、同条第 3 項で再任用職員については 100 分の 70 を 100 分の 68.75 に改め、6 月及び 12 月の期末手当の支給割合を同率とします。

また、勤勉手当を規定する第 16 条第 2 項で、次年度以降は再任用職員以外の職員について 100 分の 107.5 を 100 分の 102.5 に、再任用職員について 100 分の 50 を 100 分の 48.75 に改め、6 月及び 12 月の勤勉手当の支給割合を同率とします。

次の 79 ページをお開き下さい。

附則ですが、第 1 条の規定は公布の日から施行し、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

第1条による改正後の条例中、給料表の改正規定は令和5年4月1日から、第15条及び第16条の改正規定は令和5年12月1日から適用します。

また、第1条による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払いとみなすこととします。

以上で議案第92号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 人事院勧告では具体的な数字とか、幾ら上げるとかその数字までついてきているものですか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** 給料表が示されておりますので、それに基づいて給料表を改正しております。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 要は人事院勧告の中で給料表がついてきているという理解でよろしいですか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** そのとおりです。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。宮野委員。

○**宮野委員** 市の職員の給料の話だよ。今はあまりそういう話は聞かないんですが、私が鹿角市に来たときに、市の給料が一番高いんだと、鹿角市の民間の企業の人方がね。でも私は決してそういうふうには思わなかったんですよ、本当に。鹿角市はどうもそういう大勢があつてね。だから民間の企業がなかなか育たないわけだよ、本当に。

やっぱり、こういう人事院勧告とか今県とか国の話をしたんだけど、地方自治の関係のなになにに市とかでは国・県よりも高い給料をもらう市の職員もいるんだよね、大阪の方に行けばね。やっぱり、体質そのものがね、組合が強かったり、あとは産業がものすごく栄えているところはね、国・県以上に頑張っているんだよね。

何を言いたいかと申しますと、行政サービスを皆さん進める上で、やはり民間の企業も育てていくようにね。自分方も給料が高い安いと言われても、がんがん引っ張っていくようにね。遠慮しないで上げていったほうがいいと思います。そうでないと、鹿角市は低いところに合わせればね、やっぱり伸びていかないですよ。明日がないという話。ですから、そういうサービ



スをいろいろ工夫しながら、そういうふうには産業をもっていけるようになんとかお願いしたい  
と思います。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 92 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 92 号について、原案のとおり可決すべきものと決  
します。

次に、議案第 93 号「会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う関係条例の整備に関  
する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 議案書の 80 ページをお開き願います。

議案第 93 号、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う関係条例の整備に関する条  
例の制定についてであります。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用  
職員に勤勉手当を支給するため、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴う関係条例の整備に関する条例(案)です。

第 1 条は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正です  
が、第 2 条第 3 項で規定する会計年度任用職員の給与の種類に、新たに「勤勉手当」を加えま  
す。

次に第 2 条は、鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、第  
17 条第 2 項で規定する会計年度任用職員の手当の種類に、「勤勉手当」を加えます。

第 3 条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、次のページをお開きくださ  
い。

育児休業をしている職員の勤勉手当等の支給を規定している第 7 条第 2 項において、一般職

員と同じ勤勉手当の支給運用となるよう、会計年度任用職員に関わる除外規定を削除します。

また第7条第2項の改正に伴い、第8条中の会計年度任用職員を除くの前に、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加え、文言を整理します。

第4条は、鹿角市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、次のページになりますが、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与を規定する第2条第1項中に、それぞれ「勤勉手当」を加えます。

また、第13条の2として、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する条を加え、一般職の職員の勤勉手当を規定する給与条例第16条の規定を、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する旨規定します。

第2項では、任期の定めが6月未満のフルタイム任用職員であっても、同一会計年度間あるいは年度を超えて通算で6月以上の任期に至ったときは、第13条第2項及び第3項の期末手当の支給の規定を準用して、6月以上となるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給を準用することを定めます。

また、第22条の2として、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する条を加え、給与条例第16条の規定を任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する旨等を規定します。

第2項では、任期の定めが6月未満であっても同一会計年度間あるいは年度を超えて通算で6月以上の任期に至ったときは、第22条第2項及び第3項の期末手当の支給の規定を準用して、6月以上となるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給を準用することを定めます。

次のページをお開き下さい。

附則ですが、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** この条例に該当する職員は何人くらいいるのですか。

○**金澤委員長** 工藤主幹。

○**工藤総務課主幹 兼 職員班長** 会計年度任用職員ですが、月によって変動はありますが4月1日時点では117人です。その後は、120人から130人程度のところで推移しています。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 93 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 93 号について、原案のとおり可決すべきものと決  
します。

次に、議案第 94 号「鹿角市空き公共施設等利活用促進条例の制定について」を議題といたし  
ます。

当局の説明を求めます。財政課長。

○相川財政課長 議案書の 85 ページをお開き願います。

議案第 94 号、鹿角市空き公共施設等利活用促進条例の制定についてであります  
が、提案理由ですが、空き公共施設等を利用して事業などを行う法人等の取組を奨励し、空き公  
共施設等の有効活用を図る等のため、条例を制定するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市空き公共施設等利活用促進条例（案）です。

第 1 条は、条例の目的ですが、空き公共施設等の有効活用を図るため、空き公共施設等を利用  
して事業を行う法人又は団体に対し、減額譲渡や無償貸付けあるいは減額貸付けの奨励措置  
を講ずることにより、地域の振興等に寄与することを目的とします。

第 2 条では、この条例で用いる、「空き公共施設等」、「利用事業」、「指定事業者の用語」の意  
義を、それぞれ当該各号のとおり定めます。

第 3 条は、指定事業者の指定ですが、市長は利用事業を行う事業者の公募を行い、法人等  
による利用事業が地域の振興等に寄与すると認めるときは、指定事業者を指定することができる  
旨定めます。

第 4 条では、指定事業者に対し、利用する空き公共施設等の減額譲渡や、無償貸付けまたは  
減額貸付けの奨励措置を講ずることができる旨規定します。

第 5 条は、減額譲渡に関する規定ですが、市長は指定事業者が利用施設を取得しようとする  
場合に、利用事業が地域の振興等に著しく寄与するものと認めるときは、これを減額譲渡する

ことができる旨規定し、第2項において、減額譲渡額は規則で定める財産評価額に10分の1を乗じて得た額を下限として市長が定める旨規定します。

第6条は、無償貸付けまたは減額貸付けに関する規定であります。

指定事業者が利用施設の貸付けを受けようとする場合、利用事業が地域の振興等に著しく寄与するものと認めるときは、市長はこれを無償貸付けまたは減額貸付けすることができるものとし、無償貸付けが出来る利用事業は、第13条の規定に基づき規則で定めます。

第2項では、減額貸付けの1年間の貸付額は、市有財産の貸付けに関する規則、次の87ページになりますが、第4条に基づき算出した貸付料に10分の1を乗じて得た額を下限として市長が定める旨規定します。

また、第3項においては、貸付けできる期間は、貸付けに係る契約開始月を含め36月を超えないものと定め、ただし市長が公益上特に必要があると認められた場合には、これを延長することができる旨定めます。

第7条から第12条までは、「指定の申請及び決定」、「変更の届出」、「第三者への譲渡等の禁止」、「奨励措置の承継」、「指定事業者の指定の取消し等」、「原状回復義務等」について、それぞれ規定します。

次のページをお願いします。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

また、附則第2項では、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条の普通財産の譲与又は減額譲渡できる場合の規定に、新たに第7号として、「本条例の適用を受ける指定事業者に対し、空き公共施設等を譲渡するとき」を加え、第4条の普通財産の無償貸付又は減額貸付できる場合の規定に、新たに第5号として、「本条例の適用を受ける指定事業者に対し、空き公共施設等を貸し付けるとき」を加えます。

以上で議案第94号の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 無償貸付期間36月のところですが、36月を超えないという条件は、何か考えがあつての条文なのでしょうか。

○**金澤委員長** 佐藤政策監。

○**佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長** 36月の期間については、利用の立ち上げ初期の支援ということで、期間を設定する必要があると考えて行うものです。長ければ長いほど、事業者にと

っては有利ではありますが、こちらとしては奨励措置としてのスタートを支援する趣旨で設定しております。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 借りた人が3年間は例えば無償であっても、その後から有償になることもあり得るという考え方の条文なんですか。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 減額貸付で36月を超えたその後は、通常の算定による貸付料となります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 通常というのは評価額の10分の1の額ですか。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 貸付けについて通常の算定は、条文の中でいいます10分の1を乗じて得た額ではない額、既存の算定による貸付料ということになります。

○金澤委員長 兎澤委員。

○兎澤委員 資料88ページの空き公共施設の貸付けの件なんですけど、今現在の空き公共施設は何か所くらいあって、貸付けの条文に該当するような施設は市内に何か所くらいありますか。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 空き公共施設として旧学校校舎それから福祉施設など十数か所ありますが、現在この条例の適用の対象として見込んでいる施設としては、4施設を想定してスタートしようと考えています。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 まず、4施設について具体的に教えてください。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 1つ目旧末広小学校、2つ目旧草木小学校、3つ目旧花輪北小学校、4つ目旧尾去沢デイサービスセンターの4つです。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 受入体制を定義するのは意味があると思うんですけども、一番大切なのはこれを使いたいと思う需要に対してどうアクセスするか、どう働きかけていくかというところが一番の肝で、つくったはいいけど反応がないでは全く意味がないと思うんですけど、そのあたりについてはどういう戦略でアクセスしようとしているんでしょうか。

○金澤委員長 佐藤政策監。

○佐藤財政課政策監 兼 管財地籍班長 現在、廃校施設の利活用ということで、国が開設しております「みんなの廃校プロジェクト」などのホームページへの情報掲載を始めたところですが、学校についてはこちらの情報と併せて市のホームページなどへの掲載、あとこの促進条例の奨励措置をもとに企業などへの具体的な売込みにあたるわけなんです、これと併せて企業立地促進条例など事業者への売込み材料の一つとして、こちらでも有利な条件として進めることができると考えております。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 今挙げていただいた施設は、廃校になってから年月が経つものも多いと思うんですね。こういう大きい建物は使わなくなるとすぐに劣化する。元々劣化が進んでいたのかもしれないんですけども、劣化が激しくなると、全国にたくさん廃校が溢れる中で、例えば来年廃校になりますよという施設が隣の市にあれば、そこが働きかければそちらのほうが相対的に利用価値があって、そうなるこの施設に関して、仮に入るにしても投資の部分は消防システムから給排水システムとか、いろんなものがあると思うんですけども、そのあたりそういうところに負けないような支援をすることは想定しているのか、もしくはそういったことも全部込で投資できる人に来てほしいということで考えているんですか。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 この条例の適用の対象施設を4か所想定すると申し上げておりますが、現状では電気水道等の設備を利用できる施設、それから延べ床面積が概ね300平米以上で建物の耐震基準を満たすと、この3つに合致する空き公共施設を選定ということでの4施設となっております。そもそもこの条例制定の意図するところは、今委員がご指摘のとおり活用するにも面積が広い、また設備利用も一括利用が前提になると。セパレート運用が難しいと。そこがネックになって、非常に箱ものとして大き過ぎるこの施設を通常の公平適正な価格での処分を図りたいところですが、これでは進まない。これを解消すべく、9割までの減額措置を講じて貸付けまたは譲渡も可能としますよと。この根拠を置くための条例となっております。ですので、このままでは委員がご指摘するような条件下にもありますので、全く処分が難しいだろうというところで、相当安価に提供してもよいというようなことで、まずはそのニーズをつかみたいと考えているものでありまして、我々としては現状の機能の不具合のある箇所も含めた条件にはなりませんけれども、これでもよければ是非どうでしょうかという構え方となっております。

現に問い合わせ等はないわけではなくて、先ほど政策監が申し上げたとおり、情報発信とい

う面では全くと言っていいほど取り組んでいなかった等しい状況にありました。今年度、一般質問でもその点の指摘も受けまして、みんなの廃校プロジェクトへのエントリーもさせていただいて、末広小学校のみの現状とはなっておりますけれども随時この情報は補完していきたいということと、この条例制定がかないましたら、そこでこの条件面等を併せてリンクするような形で進めていきたいと思っております。

先ほど兎澤委員から確認された、36月の件でありますけれども、先行して大館市で同様のこの条例制定を見ておりまして、県内他市の同様の制度と遜色のないような条件を意識しての36月であるということをお知らせいたします。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 専門的になるんですけれども、消防のシステムは建物全体をカバーする前提になっていきますけれども、例えばある一区画を特別に火の気もなく人も立ち入らなくて、消防適用区域からも外すとといった柔軟な運用をすることによって、既存の高い消防システムではなくて安価にできるもので対応するとか、空調システムなどについても個別空調とかをうまく使うみたいな、そういう面で消防やビル管理法の観点から協力はできないものですか。

○**金澤委員長** 財政課長。

○**相川財政課長** おっしゃるとおり、これを活用するに当たってはイニシャルコストが相当生じると思います。想定している校舎に関しては、その消防設備法上の規制に関しても大分緩和されている状況がありますので、通常の利用を図ろうとすれば、その部屋ごとの法に沿った手当が必要です。あくまで校舎として使うという前提があって、本来設置対応しなければならない消防法上の設備関係が緩和されてあるという箱ものですので、それ以外の活用となりますとなかった装置を新たに見出していかないとならない。もしくは、その動線を遮断してないものとしてそれを活用すると。旧平元小学校を児童クラブとして活用しておりますけれども、それはまさに二階以上には上れないような工事を経てあくまで平屋の建物として運用しています。そういう対応も考えられなくもないのですが、今回予定している校舎につきましては、大分規模が大きいので、それもまた難しい状況にあると思います。

○**金澤委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** この前、鹿角市との包括連携協定で高木ビルと提携をされていましたが、今回のこの件とこの協定は、何か関係はあるんですか。

○**金澤委員長** 政策企画課長。

○**成田政策企画課長** 高木ビルとの包括連携協定は、関係人口の拡大や商工施設の利活用促進と

いった形での連携内容となっておりますので、今回の条例とは直接関係はございません。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 94 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 94 号について、原案のとおり可決すべきものと決  
します。

次に、議案第 99 号「令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算（第 8 号）中、条文、歳入 10 款地  
方交付税以降全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項  
監査委員費、9 款消防費」を 議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいり  
たいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算（第 8 号）について説明させていただきます。  
す。

補正予算書の 4 ページとなります。

令和 5 年度鹿角市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 億 8,899 万 8,000 円を追  
加し、総額を歳入歳出それぞれ 206 億 8,652 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条では、繰越明許費の追加を、第 3 条では債務負担行為の追加を、第 4 条では地方債の  
変更をそれぞれ定めます。

今回の補正の主な内容は、寄附見込額の増加に伴うふるさと鹿角応援基金積立金及び関連経  
費の増額、市道除排雪経費の増額、秋田県人事委員会の勧告等を踏まえた人件費の調整など  
なっております。

8 ページをお願いいたします。



第2表繰越明許費補正であります。3款2項児童福祉費のこども計画策定事業は「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「次世代育成支援行動計画」を包含する5年計画の策定業務について、7款2項観光費の観光資源ブラッシュアップ事業は甲岳台林道整備工事について、8款3項河川費の河川整備事業は花軒田沢川整備工事について、また11款2項公共土木施設災害復旧費は別所川災害復旧工事について、それぞれ年度内で終わらない見込みであることから繰越明許費を設定します。

第3表債務負担行為補正であります。令和5年度医学生修学資金貸付金については、希望者2名分の貸与額として限度額2,620万円を追加いたします。

以降の内容は、いずれも年度内に契約手続き等を進め、令和6年度当初からの業務を円滑に行うため限度額を設定するもので、ICT支援員派遣委託料は小中学校合わせて10校への支援員派遣を、運営業務等委託料はスクールバスの運行及び管理業務を、施設管理等委託料については、花輪図書館及び文化の杜交流館の施設管理等を内容として、それぞれ記載のとおり限度額を設定します。

9ページをお願いします。

第4表地方債補正は、臨時財政対策債の発行可能額の決定を受け、4,522万円を減額し、限度額を5,478万円に変更します。

13ページをお願いします。

2の歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税、1億7,495万3,000円は、普通交付税の額が確定したことによる追加となります。

12款2項1目7節母子福祉施設費負担金の母子生活支援施設運営費負担金489万6,000円は、ハニーハイムかづのへの市外からの措置入所に伴う運営費負担金です。

14款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害児自立支援給付費負担金1,671万円と、障害児施設給付費負担金1,301万2,000円、次のページをお願いします。

15款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金835万5,000円と、障害児施設給付費負担金650万6,000円は、障害者自立支援や放課後等デイサービスの利用者の増加に伴い国・県の負担金を追加するもので、それぞれ歳出に対応して追加します。補助率は国が2分の1、県が4分の1です。

このページの初めに戻りまして、14款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金695万2,000円は、マイナンバーカードへのローマ字表記等の実現に係るシステム改修に対して交付されるもので、補助率は国10分の10です。

15 款 2 項 4 目 2 節農業費補助金の農地集積協力金事業費補助金 1,406 万 7,000 円は、毛馬内北部地区での農地集積の実績等に伴うもので、歳出に対応して増額します。

次のページをお願いします。

3 項委託金の補正は、1 目総務費委託金から次のページ 7 目消防費委託金まで、県からの権限移譲事務取扱交付金の確定による増減となります。

17 款 1 項 1 目 1 節総務費寄附金のふるさと鹿角応援寄附金 1 億円は、寄附金募集に関する費用について、附帯事務費を含め寄附金額の 5 割以下とするなどのルール改正により、寄附額に対する返礼割合が減少することになったものの、本年 9 月末までの推移等から前年度並みの寄附件数を見込み、今年度の寄附見込額を 3 億円から 4 億円とするものです。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 2 億 1,000 万 4,000 円は今回の補正財源として、次の 8 目 1 節企業立地促進基金繰入金 613 万円は企業立地助成金の財源として、それぞれ基金から繰り入れます。

19 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3 億 5,747 万 5,000 円は、繰越金の確定によるものです。

次のページをお願いします。

21 款市債については、第 4 表で説明したとおりですので省略いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

○**金澤委員長** 議会事務局長。

○**花ノ木事務局長** 18 ページをご覧ください。

3 の歳出ですが、1 款議会費、1 項 1 目議会費の補正額 79 万 9,000 円は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、議員人件費及び職員人件費の調整に伴う追加であります。

○**金澤委員長** 総務課長。

○**守田総務課長** 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項について及び 9 款について説明いたします。

ページはそのまま 18 ページです。

初めに、2 款の各項における人件費の補正は、特別職においては期末手当の改定、また一般職については給料月額、期末手当、勤勉手当の支給割合の改定などに伴う調整でありますので、以下、人件費以外の内容について説明してまいります。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 0305 庁舎管理費 212 万 6,000 円は、原油価格の高騰等により、庁舎で使用する光熱水費に予算不足が生じる見込みであることから追加します。

次のページをお願いします。

4目財政管理費の0205 財政調整基金等積立金 2億7,900万円は、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度繰越金の2分の1を下回らない額を財政調整基金に積み立てます。

7目企画費の0220 ふるさと鹿角応援寄附推進事業 5,159万3,000円は、ふるさと納税のルール変更前の駆け込み需要やその後の推移等から、寄附者にお礼として贈るふるさと産品の取扱業務委託料などを追加します。

同じく、0230 ふるさと鹿角応援基金積立金 1億円は、今回追加で見込む寄附金を基金に積み立てるものです。

次のページをお願いします。

13目諸費の0110 返還金 1億2,152万円は、令和4年度実績確定に伴う生活保護費など20件の国庫負担金及び補助金を返還するものです。

ページ少し飛びまして、37ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費の0105、鹿角広域行政組合負担金 1,496万2,000円の増額は、人件費の調整のほか、高度救命救急資機材の購入によるものです。

以上で一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入10款地方交付税以降全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に歳出1款議会費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、次に2款1項総務管理費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 19ページのところで、1目一般管理費コード0305 庁舎管理費の光熱水費ですが、このところ全体的に電気料の高騰とか、物価の高騰を理由とした補正はあるんですけども、実際に使用量自体、ボリュームは増えていないんですか。ボリュームは減っているけどトータルの金額として増えているという状況なんですか。

○**金澤委員長** 青山副主幹。

○**青山総務課副主幹** 本庁舎の電気使用量、使用している量の推移でございますけれども、今年度4月から11月まででおおよそ36.6キロワットアワー、昨年同期で40万6,000キロワットア

ワー。あと使用している量の増減で申しますと、おおよそ 10%減少しております。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に 5 項選挙費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に 6 項統計調査費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に 7 項監査委員費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、次に 9 款消防費について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 99 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、議案第 99 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 107 号「令和 5 年度鹿角市一般会計補正予算（第 9 号）中、条文、歳入全款」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、説明をお願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 議案第 107 号について説明させていただきます。

補正予算書の3ページをお願いします。

令和5年度鹿角市一般会計補正予算(第9号)となります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,120万5,000円を追加し、総額をそれぞれ210億5,772万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条は、繰越明許費の追加となります。

補正予算(第9号)は、先月29日に可決・成立した国の令和5年度補正予算第1号に対応した、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業や各福祉サービス施設等に対する物価高騰対策事業などの経費等を追加するほか、有害鳥獣被害防止対策の財源として、匿名で寄附金をお寄せいただいた市民の意思を受けて新設する、有害鳥獣被害防止対策基金への積立金を計上するものとなります。

6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正は、2款4項の戸籍住民基本台帳費及び証明書コンビニ交付事業に係る各システム改修委託業務について、また8款2項の道路舗装長寿命化対策事業は市道補修工事について、それぞれ次年度の完了となる見込みであることから繰越明許費を設定いたします。

10ページをお願いします。

2歳入です。

14款2項1目1節総務管理費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億8,683万7,000円は、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯や事業者に対する重点支援分などを追加するもので、低所得世帯1世帯につき7万円を追加給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業や、各福祉サービス施設等に対する物価高騰対策事業などに充当いたします。

2節戸籍住民基本台帳費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金246万4,000円は、住民票等に氏名の振り仮名等を記載する作業の前倒しにより、4目1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金200万2,000円は、道路舗装長寿命化対策事業の前倒しによりそれぞれ交付されるもので、歳出に合わせて計上いたします。

15款2項2目1節障害者福祉費補助金の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金142万5,000円及び2節老人福祉費補助金の介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金520万9,000円、4節児童福祉費補助金の保育所等物価高騰対策事業費補助金25万8,000円は、それぞれ食料費や光熱費の高騰対策として施設等に助成を行う市町村に対する県補助金で、補助率はい

ずれも2分の1です。

5 節社会福祉補助金の灯油購入費緊急助成事業費補助金 1,500 万円は、低所得世帯に対して灯油購入費を支援する市町村に対する県補助金で、補助率は2分の1です。

17 款 1 項 3 目 1 節林業費寄附金 5,000 万円は、有害鳥獣被害防止対策のために匿名の市民からお寄せいただいた指定寄附金で、その意向を踏まえ新設する有害鳥獣被害防止対策基金の積立金に充当します。

次のページをお願いします。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 800 万 8,000 円は、今回の補正財源として繰り入れます。

以上で一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○**金澤委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等ございましたら発言願います。兎澤委員。

○**兎澤委員** 今回の補正予算に関しては国も遅かったなど感じるものはあったんですが、総務財政の管轄ではないかもしれないんですが、非課税世帯に対する7万円の支給に関して、この間の一般質問の市長答弁で1月末くらいになりそうだという話があったんですが、実は自党としては、本当は今月末までになんとか年を越せるような形で支給してもらえるようにという話も出ていたんですけれども、国会でも成立が遅かったんですが、一日でも早く困っている方の手元という思いが非常にあるわけなんです、その辺なんとか対応してもらえないものでしょうか。

○**金澤委員長** 総務部長。

○**金澤総務部長** 一般質問でもお答えしましたが、議決をいただくのが今月22日の予定だということで、今現在作業は進めているようです。すぐに発送できるように。年内に発送して振込口座を確認する作業があります。返事がないものは変更がないものとして進めると聞いています。

事務的な部分で申し上げますと、年末年始を挟みますし、それから振込までの事務も当然生じるので、現実的などころとしては1月下旬ということのようですけれども、なるべく早く進めたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○**金澤委員長** 兎澤委員。

○**兎澤委員** 該当する件数は掌握していますか。

○**金澤委員長** 財政課長。

○相川財政課長 繰り返しになりますけれども、今お尋ねの対象者は3,750世帯を見込んでいるそうです。12月27日に早速、振込口座の確認通知を発送するという段取りを組んでいると。この点の準備は進行中だということでございます。最前に急いでいるこの対応だというご理解をいただきたいということ、議決前にこの通知確認はやりようがなかったと。あと先行している給付金の口座にそのまま振り込むという前提で進めるものの、やはりその後の変更を申し出る方もいらっしゃるかもしれないということで、その意向確認にも時間を要しますので最大限急いでもやはり1月にはなってしまうものと思います。

○金澤委員長 ほかにございませんか。笹本委員。

○笹本委員 今回の件について追加なんですけれども、マイナンバーで今後口座情報がひもづけされた場合、そういう確認作業は必要なくなるんでしょうか。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 我々もそこは大分前から期待した動きであったわけですが、現状を申しますと情報連携は可能ではありますが、非常にセキュリティーレベルの高いネットワークを通じて一件ずつこの口座照会をして、その情報を得た口座番号なりの情報をネット側の給付につながるシステムへ反映しなければならぬという一括した機械的な処理ができないような状況に今ありますので、個別の案件であればまだしも、このように何千人にもなるような作業においては現実的には全く利用できないような状況のようです。

○金澤委員長 笹本委員。

○笹本委員 10ページ、17款の林業費寄附金5,000万円寄附をいただいた基金の新設の件なんですけど、使い道など具体的には決まっていなと思うんですけど、どういう運用の仕方をするのか。例えばですけど、どんどん取崩して行ってゼロになったら消滅となるようなイメージでいいのか、それとも補充していきながら持続的な運用を想定しているのか教えてください。

○金澤委員長 財政課長。

○相川財政課長 基金の創設は産業部の所管にはなりますが、運用は財政課となります。

具体的な事業も含めてこれからの議論にはなりますけれども、一般質問でも部長から答弁があったように、柿の木や栗の木などに何らかの手立てが必要だという動きもあります。そうしたものに主に充当されていくものと思いますけれども、寄附者の意向を踏まえたとあまり消費的なものに湯水のように充てていくというのはためらいもございますので、産業部側の実効性のある取組にその辺の計画を期待しているところです。

○金澤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 107 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**金澤委員長** ご異議ないものと認め、議案第 107 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** すみません。どうしても先ほどの所管事項の巡回投票所の件で触れたいと思ったのが、対象が自治会館ということだったんですけど、全国的に高校に設置している動きもあるので、そういったところも若い人たちの意思づけというところで検討をしていただきたいと思えます。

○**金澤委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 鹿角高校も想定の中に入っておりますので、是非利用していただきたいと考えております。

○**金澤委員長** ほかにございませんか。総務課長。

○**守田総務課長** 私から、資料はございませんが、本日現在で取りまとめております 12 月定例会最終日での追加提出予定議案について、説明をさせていただきます。

提出を予定するのは、人事案件 1 件、補正予算案件 1 件の計 2 件です。

人事案件は、監査委員の選任についてであります。代表監査委員のご逝去に伴い、監査委員が 1 名欠員となっていることから新たに選任するため提案を予定しております。

次に、補正予算案件は、一般会計補正予算第 10 号として、先月 4 日の落雷で故障した、花輪スキー場アルパスの自動火災報知設備復旧工事費等の追加を内容とする補正予算の提案を予定しております。

以上で説明を終わります。



○金澤委員長 ほかにございませんか。宮野委員。

○宮野委員 休憩をお願いしてもよろしいですか。

○金澤委員長 暫時休憩いたします。

**午前11時39分 休憩**

○

**午前11時43分 再開**

○金澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

**【閉 会】**

○金澤委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・ご意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、来週 18 日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

**午前 11 時 45 分 閉会**